

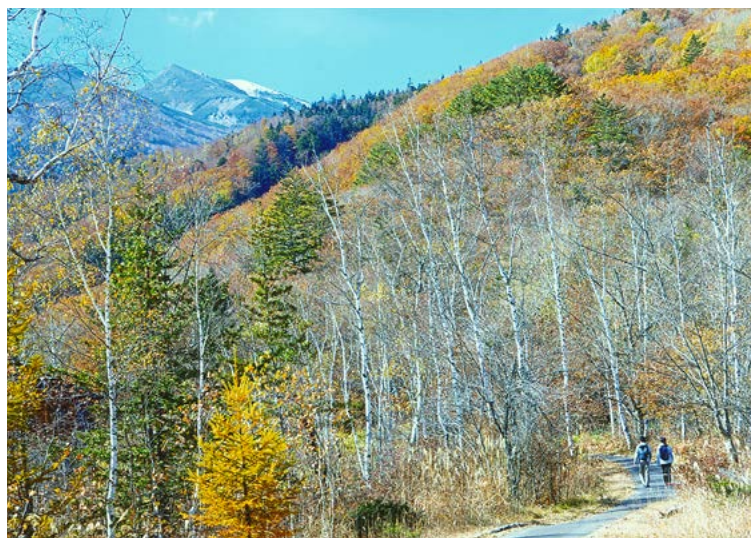
SEINENH©RITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N621
2022・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 旧統一教会問題「いま必要なこと」……………川井康雄
- 市民が動いた長野県—安倍氏国葬 県知事らの出席差止め 住民監査請求……………毛利正道
- 茨城における安倍元首相の国葬問題へのとりくみ……………谷萩陽一
- 福井県庁・関電・森山元助役の不透明な関係を明らかにするために……………吉川健司
— 福井県において情報公開訴訟に取り組む意義
- 〈シリーズ：憲法と私②〉
- 矢嶋楫子の夢見た男女平等の日本……………山内志織
- 【シリーズ全国リレー・滋賀支部】
- 大飯・高浜・美浜原発差止め請求訴訟……………関口速人
- 防衛省職員による裁判の秘密録音に厳重に抗議し、事案の徹底解明と
厳正な対処を行うことを求める議長声明



乗鞍高原の秋

旧統一教会問題「いま必要なこと」

第二東京弁護士会 川井 康雄

二〇二二年七月八日の安倍晋三元首相銃撃事件後、毎日のように続いた旧統一教会関連の報道を受けて、同会の被害がここまで深刻であることや最近までその被害が続いていたこと、そして、同会と繋がりがあった政治家の余りの多さに驚いた方も多いのではないかと思います。

どうすればこの旧統一教会による被害救済や被害根絶、同種のカルト団体の被害の根絶、そして政治家との問題を解決できるのかについて、以下、現時点での考えを述べます。

一 旧統一教会への措置

事件後、旧統一教会は繰り返し、二〇〇九年のコンプライアンス宣言を引き合いに出し、さらに、改革案として、今後そのコンプライアンスをより一層徹底するとアピールしていますが、ただの一度も、過去の違法な勧誘による被害への対応を明らかにしていません。少なくともこれまでに一千億円単位の被害（実際には何千億円単位の被害があったものと推測されます）を生み出し、その資金で活動を続けていながら、その過去を何ら反省しないままの「コンプライアンス」など、空虚なものに過ぎません。そして内部信者に対しては、不当な魔女狩りの報道であるなどと述べて、全く反省がないのです。

これほど問題になっても旧統一教会が過去の被害に目を向けない以上、そして同法人の献金勧誘は韓国本部からの献金指示に基づくものであるところ、韓国本部がそうした献金指示を行わない旨を明らかにしない以上、同法人に対する宗教法人法八一条一項の解散請求を行って法人格を失わせることは、勧誘される側の国民の信教の自由、財産権を守る上で不可欠といえます。

勿論、宗教団体の信教の自由に配慮することも重要ですが、宗教団体としての中核的な活動（伝道勧誘、献金勧誘、合同結婚式への勧誘）が違法とされ、それでも同様の勧誘を長期間に亘り継続し、さらにはその関連会社に相次いで刑事摘発がなされたという団体について、解散の請求すらされないというのは、宗教団体の信教の自由に偏り過ぎた、おかしい話であると言わざるを得ません。宗教法人の認証がよほど厳格なのであればともかく、準則主義において宗教法人の認証はさほど難しいことではないこととのバランスからいっても、行き過ぎた宗教法人が現れ、その自浄作用が期待できない場合には、その是正、適正化を外部である所轄庁に求めざるを得ないこともまた、当然のことだと思います。そうでなければ、国は、宗教団体の信教の自由に配慮するばかりに、勧誘される側に立つ国民の信教の自由や財産権の保護を蔑ろにすることになってしまいます。

ただ、解散命令が出たとしても、旧統一教会が無くなるわけではありません。したがって、その後においても、旧統一教会が従前と同様の正体隠しの伝道をしたり違法な献金勧誘をしたりしないよう、目を光らせていく必要がありますし、そのための法整備が急務です。

二 カルト団体規制について

ここでいうカルトとは、特定の団体へのレッテル貼りの意味するものではなく、ある団体が組織だって、社会的相当性を逸脱するような行為を繰り返している場合に、そうした対外的行為を規制すべしということです。

したがって、その規制のあり方については、そうした社会的相当性を逸脱する行為を類型化し、それぞれの類型に対する規制を図っていく必要があります。

この点、典型的に問題となるのは、①正体を隠した伝道活動、②過大な献金の勧誘活動、となります。

②に対しては現在、献金という行為も消費者契約に含めるものとした上で消費者契約法等での規制下に置くという議論が進んでいます。特に、被勧誘者本人やその家族に不幸があるなどして精神的に弱い状態にあることなどを不当に利用する、

つけ込み型の勧誘については、典型的な消費者被害の一つであり、これを規制する条項が必要と考ええます。

問題は①、です。この規制が必要なのは、宗教の勧誘の場合、まず第一に、一旦入信すると脱会が難しい、という性質があるからです。第二に、旧統一教会のように、入信後に脱会すると地獄に落ちるといった、脱会を困難にする内容を教え込む宗教の場合にはそのことが一層妥当します。第三に、やはり旧統一教会のように、入信後に、過大な献金が求められたり、同じように違法な伝道勧誘や献金勧誘という社会的相当性を欠く業務に従事させられ、新たな被害者を生み出すなどの活動をさせられたりする場合、入信前にそうした内容が説明されないと、入信後の人生への影響の大きさは図りられません。

このように、正体隠しの勧誘が問題になるのは、当該団体が宗教であることや、入信後の教義・活動内容からして、予めきちんと説明される必要が高いからです。

こうした性質からすると、この点は宗教団体による勧誘に焦点を当てた規制をするほかないのではないかと考えています。この議論に対しては既存の宗教界からの反対が強く予想されるところですが、「勧誘を行う場合には団体名や団体への勧

誘であることを明示すること」は、どのような宗教団体であつても守られるべきルールであると思えます。

三 政治家問題

政治家とカルト宗教との結びつきについては、まずは、どういう経緯でそうした結びつきが発生してきたのかという点を丁寧に検証する必要があります。その上で、ロビー活動によってそうした結びつきが生じるということであれば、カルト宗教側の政治家へのロビー活動を規制することが考えられると思います。

また、政治家の皆さんには、いくら選挙協力等の誘因があつたとしても、社会的に問題があるとされている団体との付き合いはしないという倫理観を大事にしてもらいたいと思います。仮に、付き合いに問題がないというのであればそうした団体との付き合いを堂々と公表し、国民の皆さんの判断を仰いで欲しいと思います。

そして、国民の側も、カルト団体の被害に遭わないためにも、あるいはそうした団体と政治家の関係性を判断する上でも、こうした問題の本質を理解する必要があります。そのため啓蒙活動を、国を挙げて行う必要があると考えます。

市民が動いた長野県

—安倍氏国葬 県知事らの出席差止め 住民監査請求

長野弁護士会 毛利 正道

□この間の経過と取り組み

○七月二十八日 長野県泰阜村出身の宮島喜文氏が、二〇一六年参院選で、安倍晋三氏による旧

統一協会票の差配によって初当選できたことを、伊達忠二元参院議長がテレビで証言したことを知り、「安倍氏と旧統一協会結託の重要証拠だ」とは思ったが、住民監査請求には思い至らず。

○八月二十六日 二二日に知った北海道の仲間起案をベースに、特に安倍氏が七万票余の旧統一協会票を動かした、これにより協会による日本支配の一端を許したことに強い憤りを有することを加筆して、私一人で長野県知事らの国葬出席差止め監査請求書を自分で収集した証拠とともに

に発送した(全国五例目らしい)。「差配」に憤ってこの孤軍迅速に対応したことは間違っていない。追加文を含むこの内容で仲間を増やしてからなどと思っていたら、果たして請求にたどり着けていたかどうか。

○八月二十九日 監査委員事務局に、簡易な一枚だけの追加請求書の形式を提起し、確認を得たうえ、SNSや私が発信している地域メルマガを通して、監査請求人になることを県民に呼びかけた。請求人になるには、監査請求書に自筆による住所・氏名の記載と住所証明書が必要であり、となると、一通の請求書に連名で記載できる、近くの市民を募集するしかないようにも思われる。しかし、この長野方式だと、遠隔地にいる県民が一人たった一枚の監査請求書と

住所証明書を私に送ってくるだけで、多くの請求人を生むことが出来たのだった。これが県下各地の七〇名もの県民を結集できた大きな要因であった。

○八月三〇日 四三万部発行されている信濃毎日新聞(以下、信毎)社会面に大きく、この監査請求の動きと請求内容が掲載され、これによる請求人希望も寄せられた。

○九月二日 追加請求人三八名分の監査請求書を監査委員に発送。

○九月五日 記者会見、読売含め五紙参加。第二次追加請求人募集も表明、五紙ともに報道。

○九月六日 前日五日発表の読売世論調査でも国葬否定世論が五六%を占め、これにより一〇の全国規模世論調査で全て否定論が上回ったとし

て、早速、補充書にする。

○九月二日 「国葬反対六八%、賛成一六%の四倍」との県民世論調査結果が信毎一面TOPに最大級活字で報道。

○九月二日 第二次追加請求三人分請求書を発送。合計七〇名になる(全国で一七例の監査請求の中で上から二番目)。

報道写真家石川文洋氏始め諏訪全六市町村のほか、辰野町・木曾町・松本市・上田市・坂城町・長野市・飯山市より、諏訪市の女性二名で一五名の請求人を得る、坂城町からは九条の会の五名。元国家公務員も弁護士も名誉教授も、三〇代男性も手を挙げた。二七名が加筆した一言を実名で補充書とした。原村の女性は「安倍晋三の国葬は、日本が旧統一教会の属国の位置付けになってしまっているので大反対です」と、長野市の男性は「三九年間高校教員だった者として、嘘をついて国政を私物化して長期に国政に居座り続けた人物に対して、子どもらに弔意を強制することは許せません」と明記した。

○九月二日 阿部守一長野県知事が、二週間で上前から日程が決まっていた行事に出席するためだとして、国葬欠席を表明(ならば、早くからその理由を述べることもできたはずなのにこの日に初めて表明。また、その行事に副知事を

出席させ、自身は国葬に出席することも出来たはず)。二日報道の圧倒的国葬反対県民世論に押された可能性あり。

○九月二日 県監査委員(四名)が、七〇名による監査請求を正式に受理し、国葬実施前の二日に意見陳述を行うと決定。これまでに提出した補充書などの主な書面五通。

○九月二日 私と手を挙げた三〇代男性が意見陳述。男性は「コロナ禍で医療介護現場があまりに厳しい状態にある、一六億の国葬費用を今生きている人のために使ってほしい」と堂々と切々と二分間訴えた。私は、「賛否二分された状態での国葬実施違憲」「安倍氏と旧統一協会との癒着関係調査のないままの国葬実施不当」と三分間陳述。

夕方の長野朝日放送テレビニュースで報道、「見た」との反響あり。

○九月二五日 信毎社会面「国葬信州から考える」囲みシリーズで、直接取材のうえ、私の意見を大きく掲載。ちょうどひと月前に一人で立ち上がったことが、七〇名の大河になり、今日、私の言いたいことが四三方部の新聞で県民に直接届くまでに膨れ上がった、との実感であった。

○九月二七日 ロイター通信が「安倍元首相の国葬行われる、世論は二分」と報じた如く、分断

された国葬になる。長野・静岡・佐賀・宮崎・沖縄の五知事が欠席、半旗すら揚げない自治体多数。

この日までに、長野県議会議長が国葬に出席するための交通費支出差し止め決定が出ないまま、国葬出席。

全国最高レベルとなった長野県民の「異議の声」に、請求人が全国の中でも多数になったこの監査請求も貢献することが出来、「知事五名欠席」「招待者の四割欠席」「弔意の強制殆どできず」などの結果により、違憲・違法・不当な安倍氏国葬を国挙げて挙行することを阻むことができた。市民パワー不滅である。

世論が二分・分断されたなかで、決してやってはならなかった安倍氏国葬を強行した自民党岸田政権に厳しく抗議する。

茨城における安倍元首相の 国葬問題へのとりくみ

茨城 谷萩 陽一

国 葬について何かしたいね、という話が出たのは、九月八日の自由法曹団茨城支部の会議でのことでした。すでにくつかの地域で知事や議長为国葬への出席について住民監査請求をしているので、うちもやってみようという話になり、さらに、教育委員会宛と各自治体首長宛に、弔意の強制につながる行為をしないよう要請書を提出することも決めました。要請書の方は自由法曹団茨城支部の名前ですることにして、住民監査請求の方は県内の弁護士に広く賛同者を募って取り組むことにしました。

次 の週の一五日に提出と記者会見、という予定を決めて、他の地域ですでに住民監査請求をしている方々から監査請求書等を提供してい

ただき、急いで請求書を作って、九月二日に、四名の弁護士の名前で、県内のすべての法律事務所、請求人になってくださいという呼びかけをFAXしました。「署名押印した請求書の用紙を二日後の九月二四日必着で返送してください」という無理なお願いをしましたが、呼びかけ人を含め二名の方から返送があり、九月一五日に監査請求書を提出しました。

「何か意思表示する機会がないかと思っていたので、ありがとうございます。」と言ってくれた弁護士もいました。

地 元のNHKのニュースで放映されるなど、マスコミは思った以上に関心を持って報道してくれました。なぜか西日本新聞とか「女性自

身」などからの取材もあり、他の地域の弁護士とともに「女性自身」にコメントが載るといっはじめての経験もしました。

なかなか時間がとれない中でも、工夫次第で広く社会に発信することができる、というひとつの経験となったと思います。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

福井県庁・関電・森山元助役の 不透明な関係を明らかにするために

—福井県において情報公開訴訟に取り組む意義—

北陸 吉川 健司

1 はじめに

今回報告する裁判は、私も会員となっている市民オンブズマン福井の会員が、杉本達治福井県知事に対し、後述する調査報告書作成の根拠となった資料の情報公開を請求したものの、一部(実質的にはほぼ全て)を非公開とされたため、非公開処分の取消を求めた裁判です。

2 裁判までの経過

発端は、二〇一九年九月二七日、関西電力(以下、関電)社長の記者会見により、高浜町元助役森山栄治氏(二〇一九年三月逝去)が関電役員に合計約三億二〇〇〇万円の金品を渡していたことが明らかになったことでした。

その後、マスコミ報道により、判明した限りでも一九九三年以降、福井県庁の多数の歴代幹部職員も、森山栄治氏から、五〜一〇万円の現金・商品券、中元、歳暮、土産等を受け取り、あるいは会食代を負担してもらっていたことが明らかとなりました。

この報道を受けて、福井県知事は、事実関係の調査のためと称して、福井県の顧問弁護士三名で

構成する高浜町元助役関係調査委員会を設置しました。同委員会は、二二八名の職員・元職員に対する面接調査と、九五名の職員・元職員に対する書面調査を実施し、同年二月二日、調査結果をまとめた「高浜町元助役との関係にかかる調査報告書」を発表しました(福井県のHPにも掲載されています)。同報告書によれば、一〇九名もの職員・元職員が森山元助役から金品等を受領したものの、請託を受けたり、便宜を図った事案は無く、森山元助役の関連企業と福井県との契約は適正だったとされました。

市民オンブズマン福井の定例会において、同調査報告書の内容について議論した結果、調査委員会の調査が適切だったかどうかを確認するためには、せめて面接調査結果、書面回答の内容を知る必要があるとして、二月二五日に「関西電力の役員らに多額の金品を渡していた高浜町の元助役・森山栄治氏が福井県職員にも現金などを贈っていた問題について、県の調査委員会が二月二日に発表した調査委員会報告書の基礎・根拠とされた資料一式」の公開請求を行いました。

これに対し、福井県知事は、二月三日、「調査対象者の回答内容」については、①非公開の条件で提供を受けた情報に該当する、②将来の同種調査の遂行に支障を及ぼすおそれがある、という

二つの理由を挙げ、また、「高浜町内の警備会社
の名称」については、「当該法人の正当な利益を害
するおそれがある」ことを理由に挙げ、非公開と
しました。

直ちに、非公開処分に対する審査請求を行いま
したが、約半年の審査を経て、福井県公文書公開
審査会は非公開処分を妥当とする答申を出し、二
〇二二年二月二日、審査請求も棄却されました。

この結果を受けて、市民オンブズマン福井は、
非公開処分に対する訴訟を提起するかどうかにつ
いてかなり議論しました。ある意味、調査委員会
の調査が杜撰なものであることは、報告書の内容
から明らかです。長年に渡って多数の幹部職員が
相当額の金品を受領し続けたにもかかわらず、行
政が全く歪められなかったというのは常識的にあ
り得ません。そして、個々の回答内容が開示され
たとしても、新しい情報が得られる可能性、裁判
の負担に見合う成果を獲得できる可能性は高くあ
りません。しかし、この非公開処分をそのままに
すれば、今後同種不祥事が発覚し、調査委員会が
設置されても、市民が調査の詳細を知ることがで
きないため、調査がますます形骸化するおそれが
あります。将来設置される可能性のある調査委員
会の調査を少しでもましなものにするため、非公
開処分は取り消されるべきです。

以上のような議論を経て、二〇二二年八月二〇
日、福井地裁に前記の非公開処分の取消を求める
訴訟を提起しました。

3 裁判で争われたこと

裁判において、被告の福井県は、全面的に争
う姿勢を示しました。そして、非公開処分を正
当化するため、「調査対象者の回答内容」に関
しては、①回答内容から個人が特定可能である
ため、個人情報に該当する、②調査対象者に黙
秘権を告知しており、非公開とする「黙示の合
意」が調査委員会と調査対象者との間で成立し
ている、③今後の同種調査を困難にするおそれ
がある、と主張しました。特に①は、非公開処
分の際には述べておらず、裁判になってから新
たに主張し始めた理由であり、非公開処分の検
討が不十分であったことを自認したも同然です
から、本来避けるべき主張です。また、②「黙
示の合意」の主張についても、一般市民ならと
もかく行政が強弁するべきものではないでしょう。
このような強引な主張をしてまで、非公開処分を
維持しようとする福井県の態度は異常と言われ
ても仕方ないでしょう。

なお、高浜町の警備会社名は、「高浜町、森山、

助役、警備会社」の語句でグーグル検索しただけ
で名前が判明するものであり、事実上公開情報と変
わらないものであったためか、福井県の主張も、公
開されれば迷惑電話が殺到して営業が妨害される
等、通り一遍のものにとどまっており、なぜ非公開
にしたのか分からない主張に終始していました。

情報公開訴訟は基本的に証拠調べがないため、
原告側は早期結審を目指しましたが、裁判所から
の釈明もあり、提訴から結審まで約一〇か月かか
りました。

そして、二〇二二年九月二日、福井地裁（上
杉英司裁判長）は、原告の請求を全て認める全面
勝訴判決を言い渡しました。

4 判決の内容

判決は、①個人情報該当性については、調査委
員会の調査は、森山元助役と福井県庁職員との間
での儀礼の範囲を超える金品の贈答が行われたとい
う事実関係を明らかにするために行われ、回答内
容も公務の公正に強く関わる性質の情報であるか
ら、そもそも個人情報に該当しない、としました。

②非公開とする「黙示の合意」については、黙秘
権告知が非公開約束を含むものではなく、黙示の
合意を推認させる事情はないとしました。

③についても、今回の調査が回答内容を非公開とすることを前提としていない以上、将来の同種調査を困難とする具体的おそれは認められませんでした。

なお、高浜町の警備会社名についても、正当な利益を害する具体的おそれは認められないとされました。

本判決は、公務や公務員に関わる情報について

は公開が原則であって、例外とする非公開事由は厳格に判断されるべきという情報公開の精神に忠実な判決であり、オンブズ活動に取り組み市民を励ます判決といえるでしょう。

5 今後について

残念ながら、福井県は「調査対象者の回答内

容」部分について控訴したため、名古屋高裁金沢支部において控訴審が始まります。この裁判を通じて、福井県の情報公開に関する姿勢を少しでもましなものにできればと考えています。今後とも全国からのご支援よろしくお願いいたします。

矢嶋楯子の夢見た男女平等の日本

シリーズ
憲法と私②

東京 山内 志織

1

皆さまはじめまして。七四期の弁護士の方として業務を開始してちょうど半年ほどが経ちました。

今回、憲法委員会の新シリーズ「憲法と私」というテーマで執筆する機会をいただきました。このシリーズは、執筆者が憲法の条文から一つを選

び、その条文に関する自分の思いや経験談、考えなどをエッセイ形式で書いていく連載記事だそうです。

執筆にあたり、どの条文を選ぶかな……と思案しながら街中を歩いていたら、ある映画の予告ポスターが私の目に止まりました。

それは、明治・大正時代に生きた女性解放運動

の先駆者である矢嶋楯子の生涯を扱った「われ弱ければ―矢嶋楯子伝」という映画のポスターでした。原作は「氷点」「塩狩峠」などの名作を世に送り出した三浦綾子、主演は常盤貴子です。

矢嶋楯子の知名度はそれほど高くなく、彼女をご存知ない方が大多数だと思いますので、簡単に彼女の略歴を紹介します。矢嶋楯子は一八三三(天保四)年、現在の熊本県で生まれました。その後、小学校の教員となったのち、日本の女子教育に力を注ぐ傍ら、一夫一婦制、婦人参政権、禁酒、廃娼運動、平和運動などに邁進した女性です。上京した彼女は、日本の女子教育を普及させるために来日していたアメリカ人女性宣教師・ミセス・ツルーに誘われて女学校の校長になるのですが、なんと、彼女が校長となったその学校とは、実は私の出身校である女子学院だったのです。映画の

ポスターを見たとき、思わぬきつかけで母校の関係者を知り、感慨深い思いがしました。

2

さて、矢嶋楯子が生きた江戸末期～大正時代は、女性の権利が著しく制限された時代でした。特に、彼女の生まれた熊本県では、洗濯のたらいも男女で分けるなど、甚だしい男尊女卑が当然のように存在していたようです。彼女自身も一度は地元男性に嫁ぎましたが、夫の酒乱と度重なる暴力に苦しんだ末、当時は有り得ないとされていた妻側からの離縁を突きつけ、東京へと逃げてきたのです。

日本国憲法が施行されるまでのこの国では、家長制のもと、多くの女性が権利を著しく制限され、社会の中で低い地位におかれていました。女性が一人の人間として尊重されることのなかった時代、多くの女性たちの声を代弁したいという思いが、矢嶋楯子の活動の原動力となっていたのかもしれません。

3

矢嶋楯子は一九二五(大正一四)年、九二歳で没しました。九〇歳を超えても渡米するほどパワフルで、その生涯を女性解放運動に捧げた彼女でしたが、男女平等が憲法で保障された社会を自分の目で見ることはできませんでした。

日本国憲法第一四条は法の下での平等を保障し、第二四条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」と規定し、男女が同じ権利を持ち、平等な存在であるということは憲法で保障されています。その意味で、現代の私たちは矢嶋楯子の夢見た社会に生きているといえます。

4

しかし、現実の社会に目を向けてみると遠いのが現状です。女性の社会進出が進んたといえ、家事・育児は圧倒的に女性の負担が大きいです。医学部受験の際に、女性合格者の人数を制限するための操作が長年行われていたことが報道され、社会問題として取り上げられたことも記憶に新しいでしょう。

5

矢嶋楯子の夢見た真の意味での男女平等の社会は、まだ訪れていません。女性の権利向上のために生きた彼女の思いを受け継ぎ、現行憲法を守りながら、誰もが生きやすい社会の実現を目指していきたいと思いました。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)



滋賀支部

大飯・高浜・美浜原発 差止め請求訴訟

美浜原発

高浜原発 大飯原発

滋賀 関口 速人

一 はじめに

滋賀支部は、滋賀弁護士会の執筆時点での弁護士登録者数が一六二名であるのに対して、会員が一〇名である。滋賀支部は、残念ながら支部としての活動は乏しく、自由法曹団としての活動の方が活発に行われている状況にある。

そのような事情から、こうして支部ごとのリレー報告の執筆依頼を受けたものの、全国で活躍している会員に向けて報告をできないことがないと思ひ、一度は辞退を申し出たところでしたが、取り組んでいる弁護士事件についての報告という形で執筆させていただくことにいたしました。

以下は、私が、二〇一八年に弁護士登録をした後に弁護士団に参加させてもらっている原発差止め訴訟について述べたいと思います。

二 大飯・高浜・美浜原発差止め

請求訴訟

(1) 訴訟の概要

本訴訟は、二〇二二年三月二日に発生した福島第一原発事故をきっかけとし、大津地裁に二〇一三年二月二十四日、関西電力(以下、関電)が保有する大飯一〜四号機、高浜一〜四号機、美浜一〜三号機の原発の運転の差止めを求めて提訴され

た事件である。

提訴からすでに九年を迎えようとしている長期にわたる訴訟である。

(2) 原告の主張

本訴訟では、大きく分けて①新規制基準が合理的であるといえないこと、②各原発が新規制基準に適合しているとの原子力規制委員会の判断が合理的といえないこと、③新規制基準への適合問題とは別に人格権侵害の具体的危険がないとはいえないとの主張(被告関電の主張に対する間接反証)をしている。

①の点については、耐震性の策定の手法、津波・火山に関する規制について想定が過少であること、重大事故対策の規制が不十分であること、避難計画が規制基準に含まれていないこと、ロシアのウクライナ侵攻を契機として国家間の武力攻撃による原発の損傷を受ける想定としていないことなどを主張している。

②の点については、主に耐震性に関する基準地震動の算定結果の問題、耐津波・火山噴火の想定における不確かさの不考慮などを主張している。

(3) 重要な争点

特に重要な争点は耐震性の問題である。審査ガイドにおいて、策定された基準地震動が「災害の防止上支障がない」というためには、下記の要件

を満たす必要があり、特に①と②に大きな問題がある。

- ① 地質・地盤等について必要な調査が尽くされていないこと
- ② パラメータの不確かさ、データのバラツキが十二分に考慮されていること
- ③ 学説については、明らかに不合理である場合を除き、その内容が斟酌されていること
- ④ 当該原発敷地を襲う可能性のある最大の地震動を評価するという姿勢が貫かれていること
- ⑤ 新たな知見が生かされていること

①の点について、関電は、地下構造の三次元的把握をするための反射法地震探査を実施することが不可欠であるにもかかわらず、実施していない。

②の点について、基準地震動の策定には、様々な経験式を用いて算出するところ、基準地震動の策定に用いられる経験式は、平均値を示すものであり、経験式が有するばらつきも考慮しなければならぬとされている。経験式の値よりも大きな地震動についても考慮しなければ、より大きな地震動の地震の存在を看過してしまふからである。しかし、原子力規制委員会は、関電がそのようなばらつきについての考慮をしていないのに、新規制基準に適合していると判断しているのである。

この点は、大飯原発三号機及び四号機について、設置変更を許可した原子力規制委員会の処分取消しを求めた行政訴訟で令和二年(二〇二〇年)二月四日大阪地裁が同様の点で処分取消しを認容している。

また、原発の地盤の安定性の評価に関し、地盤の安定性を岩盤の強度ごとに級を割り振ってクラス分けをしているところ、関電は、岩盤中に低い級の岩盤が相当の割合を占めているのに全体として問題のないレベルの岩盤が広がっていることを前提として原子力規制委員会に報告をしたり、岩盤の引張強度に岩石の引張強度という異なるデータを用いて計算を行うなど、原子力規制委員会に誤認をさせる意図があるのではないかと思わせるやり方を行っている。

(4) 浪江町からの避難者の菅野みずえさんの証人尋問

私は、主に原発事故が生じた際の被害の立証を担当し、福島第一原発事故の避難者である菅野みずえさんの尋問準備と尋問の担当をしていました。

証人請求に向けて、井戸謙一弁護士らと菅野さんの避難先の「自宅」と訪問し、事故発生から避難に至るまでの出来事を詳細に聞き、菅野さんが執筆された本も拝見して陳述書の作成を行いました。

私は菅野さんのお話を聞いた後、尋問を担当す

るのであれば、実際に菅野さんがどのような生活を送っていたのかを見たいと思い、二〇二〇年六月に仙台で開催された弁護士合同会第五一回定時総会に参加した際に福島県の浪江町を訪れ、菅野さんがお住まいであった警戒区域の津島地区を通る国道が、復興のために通行可能になっていたため、実際に津島地区の様子を目にする事ができました。

二〇二二年九月一日には、本訴訟で初めての証人尋問として菅野さんの尋問が行われました。浪江町は、国や東京電力から避難情報や福島第一原発の情報が協定のとおり提供されず、重要な情報を浪江町は把握できないままテレビ報道を基に避難の判断をしていました。浪江町は、福島第一原発から最も離れた津島地区に全町民を避難させることを選択しましたが、結果的に福島第一原発の爆発の際には多くの放射性物質が津島地区に飛散し、菅野さんを含め津島地区に避難していた浪江町の方々には被ばくを強いられることとなったことを話してもらいました。

自分の経験を福井や関西の人にしてほしくないこと、福島第一原発の被害に遭っていない皆さんは二〇二二年三月二日の続きを生きていてそれを大事にしてほしいということ、裁判所こそが原発の危険から市民を守ることができる唯一の機関で

あることをおっしゃっていました。

三 最後に

今年(二〇二二年)から来年にかけて専門家や

米原市長の証人尋問が予定されています。

原発は気候危機回避の役に立たず、省エネ・自然エネルギーの抜本的かつ大規模な導入が必要不可欠です。

そのためにも勝利に向けて引き続き微力ながら闘いたいと思います。

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

防衛省職員による裁判の秘密録音に嚴重に抗議し、

事案の徹底解明と厳正な対処を行うことを求める議長声明

一 民事訴訟手続きにおいて、一方当事者の国の指定代理人を務める防衛省職員が、裁判手続きを秘密録音していた事実が発覚した。

当該事件は、在日アメリカ軍基地での労災をめぐり元従業員の原告が国に対し損害賠償を求めて横浜地裁横須賀支部に提訴している訴訟で、二〇二二年一〇月一日に弁論準備手続きが行われた。発表した当該事件の原告代理人弁護士によると、和解協議のため原告側と裁判所が協議することになり被告国側がいったん退席をした際、原告代理人弁護士が録音状態になっているICレコーダーを発見し、裁判官の立ち会ひのもとで内容を確認したところ、同日の続きでのやりとりや別の日に行われた手続きの内容が録音されていたことを確認した、とのことである。

原告側代理人弁護士の発表を受け、この無断録音行為について、被告国も、横浜地方裁判所も事実の存在を確認した旨発表している。

二 民事訴訟規則第七七条は、「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければできない。」と定めており、このほかの各種規則もこの条項を準用しており、裁判においてその手続きを裁判長の許可なく録音することは禁じられている。

民事訴訟における弁論準備手続きや和解手続き等においては、紛争解決のために、非公開とすることで忌憚ない議論による協議を行う場面が少なくない。司法権が、憲法をはじめとする法を適用することによる

紛争解決を行い、もって我が国社会の人権保障を図ろうとする制度であることに照らし、訴訟当事者には司法におけるルールを守って裁判手続きに臨むことが求められる。それが公正な裁判を実現し、我が国社会に法の支配を実現することにつながるものであり、民事訴訟規則もその一環として制定されている。

今般の国の無断録音行為は、こうした司法のルールを破る許されない行為であり、非公開として、また国が退席して聞くことができない他方当事者と裁判所の協議を録音して聞き出そうとする盗聴と呼ばれても仕方のない行為である。こともあろうに権力機関である国がそれを行ったというだけに、ことは極めて重大であり、絶対に許されない。

このような行為が防衛省職員によって行われたこと

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第3回（冬）

12月2日（金）～3日（土） 三重

*第4回（春）

2023年

3月10日（金）～11日（土） 広島

【第54回定時総会】

2023年

6月24日（土）～25日（日） 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

12月8日（木）10時半～

【広報委員会】

12月20日（火）18時～

三 当部会は、日本国憲法下における司法制度を充実させ、もって人権保障を図る立場から、今回の防衛省職員による秘密録音行為について、国に対し、嚴重に抗議し、当該事件の原告及び原告代理人、裁判所に対し真摯に陳謝すること、二度とこのような行為を行わないことを誓約するよう求める。そして当該事件でなにごとまで録音され、その情報がどこに提供されたのか、なにゆえこのような問題が発生したのかを

からすると、防衛省は他人の秘密ないしプライバシー権についてこれを軽視して、国民に対する情報収集活動を行っているのではないかと疑念を払拭できない。また、防衛省はもとより、ほかの省庁でも、国が一方当事者の事件においては、裁判において秘密録音が行われていたのではないかとの疑念も持たざるを得ない。

厳密に調査し、国が一方当事者であるほかの裁判事件でも同様の行為が行われたことがないか、行われていないかも厳密に調査し、その調査内容及び今後いかなる対処を行うのかについて発表するよう求める。そして、この調査と発表は、防衛省以外の第三者によって行われることが望ましい旨を付言する。

また、裁判所は、我が国の司法権の健全な実現のために、民事訴訟規則に違反した今般の国の行為に対して、厳正な対処を行うべきである。

二〇二三年一〇月二日

青年法律家協会弁護士学者台同部会
議長 笹山尚人

編集後記

▼旧統一協会問題、国葬問題から始まる今月号も読みごたえある内容です。旧統一協会問題については、最近でも家事事

件で、脱会のために親が多額の支出を強いられた等と主張した案件がありました。▼読者アンケートに取り組むのは少なくとも私が入会してからは初めてのような気がしますが、もちろん私は「毎号欠かさず全記事を読んでいる」に丸です。▼ただ、最近、同じく毎号全記事を読んでいた旬刊の通信物（以前B5、今はA4）を読むのをほとんど怠っています。PDF配信を希望したのですが、フォルダにほぼ入れっぱなしです。メールやPDFだと読まないのは業務上も許されないので、改めようと思います。▼ちなみに「青年法律家」は、二〇一〇年四月二五日号・四七〇号からPDFがHPにアップされています。一度ご覧下さい。▼最後に話変わり、参議院選挙は終わりましたが、「憲法が希望」の立場で引き続き頑張ります。 (中川勝之)